

報道関係者 各位

令和5年6月26日

【照会先】

年金局（代表電話）03(5253)1111

事業企画課調査室長補佐 小梶（内線 3582）

（直通電話）03(3595)2794

事業管理課

国民年金適用収納専門官 鈴木（内線 3565）

（直通電話）03(3595)2730

日本年金機構国民年金部長 高橋

（直通電話）03(6892)0762

令和4年度の国民年金の加入・保険料納付状況を公表します ～日本年金機構発足後初めて国民年金第1号被保険者の最終納付率80%超を達成～

厚生労働省では、このほど、令和4年度の国民年金の加入・保険料納付状況を取りまとめましたので公表します。

国民年金保険料の納付率は、納付義務がどれだけ果たされているか、という納付状況を見るための指標であり、納付対象月数に対する納付月数の割合として算出しています。

本資料では、未納分を遡って納付できる過去2年分を集計した「最終納付率」等についてまとめています。

- ◇ 第1号被保険者の令和4年度最終納付率（令和2年度分保険料）^{（注1）}は、80.7%
・ 前年度から2.7ポイント増加し、平成24年度最終納付率（平成22年度分保険料）64.5%から16.2ポイント増加し、10年連続で上昇。

注1）令和4年度最終納付率：令和2年4月分～令和3年3月分の保険料納付対象月数のうち、令和5年4月末までに納付された月数の割合。

- ・ 統計を取り始めた平成16年度最終納付率（平成14年度分保険料）以降、最高値
- ・ 現年度納付率（令和4年度分保険料）は76.1%（前年度から2.2ポイント増）となっており、平成23年度の現年度納付率（平成23年度分保険料）から11年連続で上昇している。

- ◇ 国民年金第1号被保険者が減少する中、現年度分の納付月数は7,183万か月と令和3年度より約55万か月増加、全額免除・猶予者は606万人と令和3年度より6万人減少。

- ◇ 令和4年度末の未納者^{（注2）}は89万人であり、前年度より17万人減少。
なお、厚生年金保険被保険者（第1号厚生年金被保険者の収納率は98.5%）、国民年金第3号被保険者等も含めた公的年金加入対象者全体でみると、未納者は約1%（別添資料1及び2）

注2）未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月（令和3年4月～令和5年3月）の保険料が未納となっている者。

- ◇ 日本年金機構（平成22年1月発足）では、発足当初60%台であった最終納付率について、80%到達を令和4年度の最重点取組と位置づけ、以下の取組を実施した結果、初めて80%台を達成（別添資料3及び4）

（令和4年度主な取組）

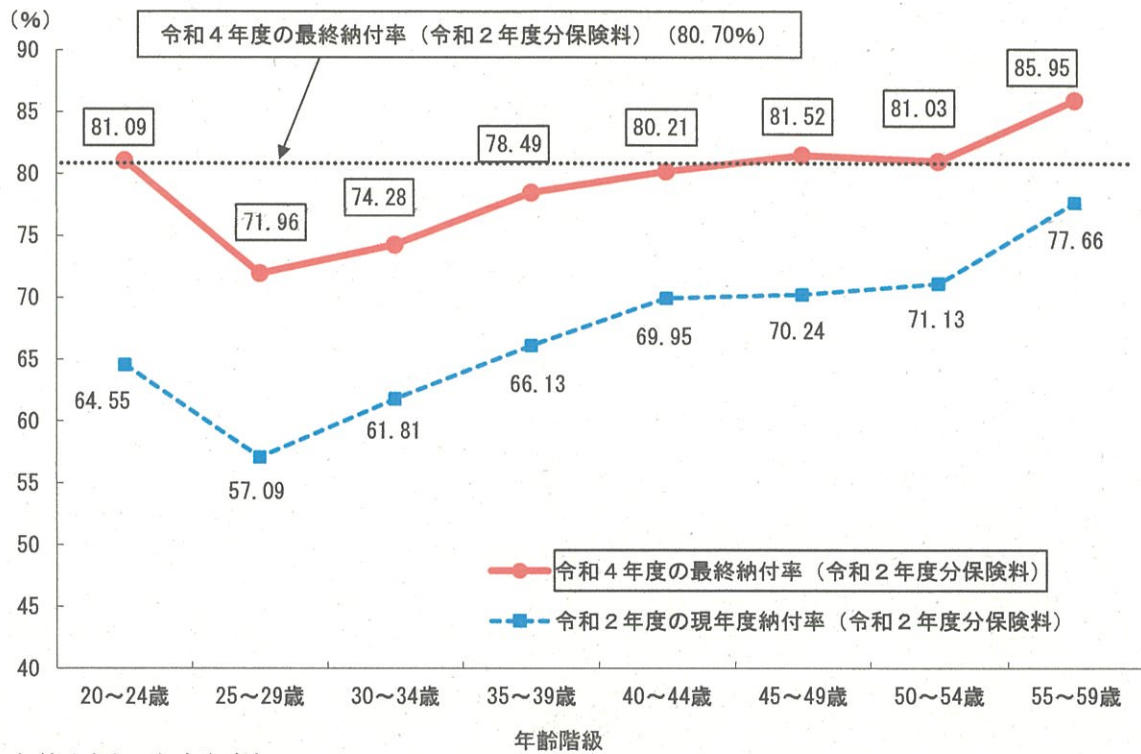
- ・ 本部に専門チームを設置し、年金事務所の進捗管理の徹底や年金事務所への個別指導の実施
- ・ 口座振替やクレジットカード納付、コンビニでの納付の促進、スマートフォンアプリ決済サービスでの納付の導入等による保険料を納めやすい環境づくり
- ・ 年齢や所得、未納月数等、未納者の属性に応じて効果的に納付書、催告状等の送付
- ・ 納付督促や免除等勧奨業務を受託する事業者との連携強化
- ・ 他の都道府県に比べ納付率が低い沖縄県の「沖縄プロジェクト」^{（注3）}や未納者数が多い20か所の年金事務所の体制整備等を継続して実施

注3）沖縄県の最終納付率（令和2年度分保険料）は76.3%となっており、日本年金機構が発足した平成24年度最終納付率（平成22年度分保険料）の44.4%から31.9ポイント増となっている。

(3) 年齢階級別の納付率等

○ 令和4年度の最終納付率（令和2年度分保険料）を5歳階級別にみると、おおむね年齢が上がるにつれて高くなっている。令和2年度の現年度納付率（令和2年度分保険料）と比較すると、若い年齢階級での上昇幅が大きい。

図4 年齢階級別最終納付率



注 年齢は令和2年度末時点。

図5 出生年度別最終納付率

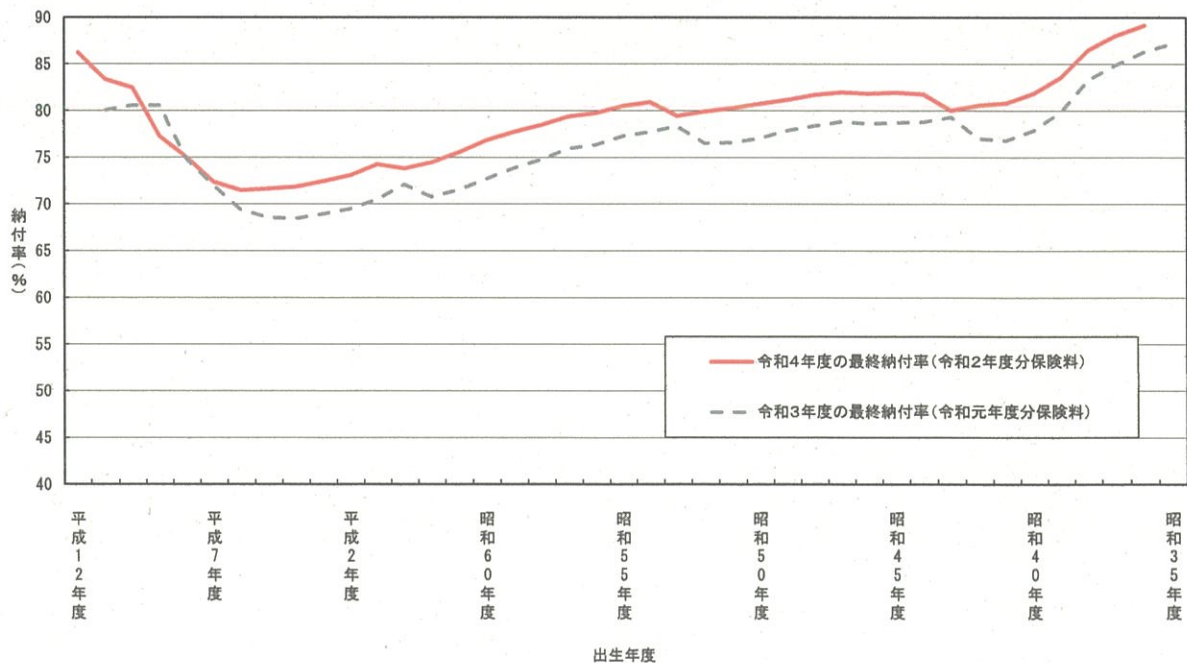


表9 都道府県別の保険料納付状況

都道府県	最終納付率 (令和2年度分保険料)				過年度1年目納付率 (令和3年度分保険料)				現年度納付率 (令和4年度分保険料)	
	納付率 (%)		前年度からの伸び (ポイント)		納付率 (%)		前年度からの伸び (ポイント)		納付率 (%)	
	順位		順位		順位		順位		順位	
全 国	80.70		2.91		81.00		7.15		76.07	
北海道	80.99	34	2.78	22	80.88	35	7.01	16	75.70	36
青森県	83.72	23	2.64	27	83.27	26	6.58	21	78.56	23
岩手県	88.41	5	2.48	35	88.23	5	6.31	28	83.61	6
宮城県	83.25	27	3.03	11	83.27	25	7.56	9	77.96	29
秋田県	88.11	6	2.07	45	87.63	7	5.68	43	83.13	7
山形県	88.65	4	2.08	44	88.43	4	5.86	41	84.13	4
福島県	83.64	26	2.60	30	83.51	24	6.95	18	77.97	28
茨城県	78.39	43	2.67	25	78.67	42	6.49	22	73.93	40
栃木県	78.50	41	2.86	18	78.99	40	6.47	23	74.22	39
群馬県	80.28	36	2.36	39	80.37	36	5.86	40	76.06	33
埼玉県	77.98	44	2.83	19	78.17	43	6.68	20	73.31	43
千葉県	79.50	38	2.81	21	80.16	38	7.19	14	75.33	37
東京都	77.01	45	2.93	15	77.89	45	7.90	4	72.80	44
神奈川県	80.15	37	2.97	14	80.92	34	7.62	7	76.26	32
新潟県	89.95	2	1.87	47	89.86	2	5.12	47	85.97	3
富山県	89.38	3	2.19	42	89.62	3	5.17	46	86.07	2
石川県	87.64	7	2.62	29	87.93	6	6.16	32	83.67	5
福井県	87.32	8	2.34	40	87.28	8	5.92	39	82.90	8
山梨県	86.48	11	1.93	46	86.45	11	6.06	34	81.65	13
長野県	86.39	12	2.42	37	86.37	12	6.06	33	82.24	11
岐阜県	85.21	14	2.63	28	85.65	13	6.18	31	81.78	12
静岡県	84.86	17	2.82	20	85.17	14	6.44	24	80.87	14
愛知県	81.86	30	3.01	12	82.46	29	6.97	17	78.16	26
三重県	83.67	25	2.53	33	84.02	20	5.66	44	79.85	19
滋賀県	84.94	16	2.37	38	85.06	16	5.98	36	80.62	16
京都府	82.45	28	3.01	13	82.89	28	7.66	6	78.01	27
大阪府	74.72	47	3.32	8	74.98	47	8.08	3	69.17	47
兵庫県	81.47	33	3.22	9	81.68	30	7.59	8	76.51	31
奈良県	84.15	20	2.47	36	84.00	21	6.06	35	79.54	21
和歌山県	86.83	9	2.34	41	86.81	10	5.93	38	82.85	9
鳥取県	86.80	10	2.60	31	86.82	9	6.37	25	82.27	10
島根県	90.78	1	2.09	43	90.94	1	5.47	45	86.81	1
岡山県	83.91	22	2.88	16	83.55	23	6.76	19	78.26	24
広島県	84.71	19	2.77	23	85.05	17	6.36	26	80.60	17
山口県	85.24	13	2.66	26	85.17	15	6.20	30	80.71	15
徳島県	81.53	32	2.52	34	81.11	33	5.78	42	76.84	30
香川県	84.97	15	2.86	17	84.61	18	6.20	29	80.24	18
愛媛県	83.94	21	2.60	32	83.79	22	5.95	37	79.24	22
高知県	84.73	18	2.72	24	84.27	19	6.33	27	79.65	20
福岡県	78.48	42	3.42	5	78.15	44	8.28	2	72.02	45
佐賀県	83.72	24	3.18	10	83.24	27	7.24	13	78.22	25
長崎県	79.22	40	3.95	2	78.86	41	7.41	10	73.81	42
熊本県	80.88	35	3.41	6	80.23	37	7.17	15	74.71	38
大分県	79.49	39	3.49	4	79.23	39	7.71	5	73.90	41
宮崎県	81.68	31	3.65	3	81.61	31	7.31	12	75.83	35
鹿児島県	82.08	29	3.40	7	81.45	32	7.36	11	76.05	34
沖縄県	76.28	46	4.62	1	77.71	46	10.90	1	70.50	46

注 「最終納付率（令和2年度分保険料）」及び「過年度1年目納付率（令和3年度分保険料）」の前年度からの伸びは、それぞれ「過年度1年目納付率（令和2年度分保険料）」及び「現年度納付率（令和3年度分保険料）」と比較したものである。